投資信託の分配金に関するご説明

PRESTIA

1 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

≫ 投資信託で分配金が支払われるイメージ

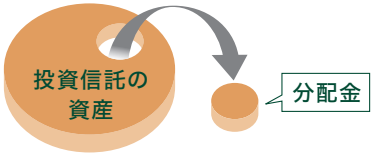

2 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

≫ 分配金と基準価額の関係（イメージ）

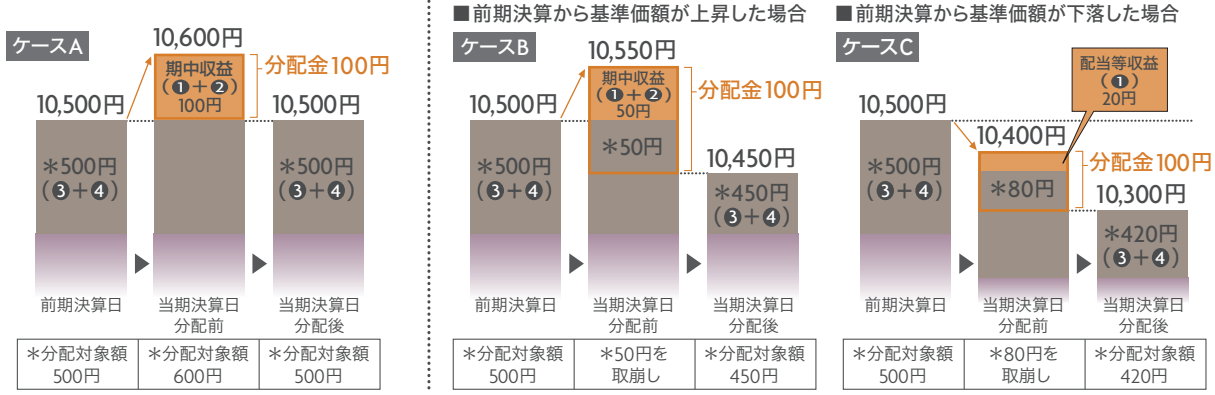

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。
❶配当等収益（経費控除後）❷有価証券売買益・評価益（経費控除後）❸分配準備積立金 ❹収益調整金

●上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。
ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円＝**100円**
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円＝**50円**
ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円＝**▲100円**

●A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

3 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

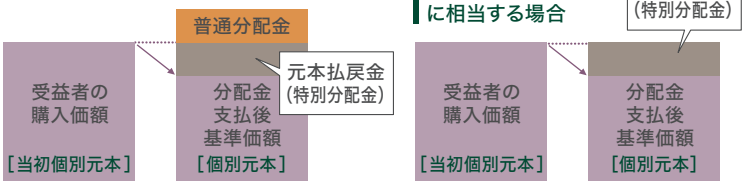

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

●**普通分配金**：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
●**元本払戻金（特別分配金）**：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

4 上記は、国内籍投資信託に関する記載となりますので、外国籍投資信託の場合には、以下の点にご留意ください。

●分配金の支払いについてはファンドの国籍の法令・会計基準等により異なります。
●受取る分配金が実質的に元本の一部払戻しに相当するか否かにかかわらず、課税対象となります。

お問合せは、各支店・出張所またはプレスティアホン インベストメントへ。0120-322-522

SMBC信託銀行

投資信託取引に関する注意事項

投資信託のお申込みに際しては、各ファンドの契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）をよくお読みになり、契約内容およびリスク・手数料等をご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。

[全ファンド共通事項]

- **投資信託は銀行預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、SMBC信託銀行で取扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。**
- **投資信託は、元本・利回りの保証はありません。**

ファンドの運用に伴う主なリスク

価格変動・市場リスク　ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券等の値動きの影響により、投資元本を下回ることがあります。

信用リスク　ファンドの基準価額は、組入れた株式・債券の発行者の経営・財務内容の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を下回ることがあります。

為替変動リスク　ファンドが表示通貨以外の通貨建ての資産に投資する場合、投資対象証券と表示通貨との為替の変動により損失を被ることがあります。また、外貨建ての投資信託の場合、基準価額も外貨建てで表示されるため、外貨建てで元本を上回っていても為替の変動により円換算ベースでは、投資元本を下回ることがあります。

カントリーリスク　投資対象国・地域の政治、経済、社会情勢の変化により、市場が大きく動き、これにより投資元本を下回ることがあります。また、一般的に、投資対象先が新興諸国市場の場合には先進国市場への投資と比べ、より大きな価格の動きを伴います。

これらのリスクおよび損益は、お客様ご自身のご負担となります。

- ファンドの購入・換金にあたっては各種手数料等（申込手数料、信託財産留保額、条件付後払申込手数料等）がかかります。また、これらの手数料等とは別に信託・管理報酬、その他費用（監査報酬、信託事務諸費用、成功報酬等）がかかり、信託財産を通じてご負担いただきます。お客様にご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となりますが、これら手数料等はファンド毎に、また運用状況や保有期間等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各ファンドの手数料等の詳細は、契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）でご確認ください。
- 外貨建ての投資信託を円資金から該当通貨に変換したうえでお申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかります。
- 米国税法上の米国人（米国市民、米国居住者またはグリーンカード保有者）は、居住・非居住にかかわらず投資信託の取引申込みができません。また、非居住者および当行への届出住所が日本国外のお客様についても同様となります。
- 契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）は、当行の支店等でご用意しております。

商号等：株式会社SMBC信託銀行　登録金融機関：関東財務局長（登金）第653号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

No.1906

[プレスティア オンライン専用ファンドの注意事項]

- プレスティア オンライン専用ファンドは、購入および換金のお申込みをプレスティア オンラインに限定しています。当行の支店・出張所およびプレスティアホン インベストメント（以下、支店等）での購入および換金に関するご相談およびお申込みは承っておりません。
- 支店等ではプレスティア オンライン専用ファンドの「契約締結前交付書面（交付目論見書および補完書面）」および、「販売用資料」等をご用意しておりません。ホームページおよびプレスティア オンラインでご確認いただけます。

No.1511

2019年11月現在
株式会社SMBC信託銀行　INV3014YR1702